

平成 2 4 年度

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会

農林水産省経営局 保険課・保険監理官

平成 2 4 年 1 2 月 5 日（水曜日）
15:00～16:40
農林水産省第 2 特別会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 農林水産省経営局参事官あいさつ
- 3 農業災害補償制度の概要
 - ① 果樹共済及び畑作物共済の概要
 - ② 農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢
 - ③ 平成 2 4 年度における農作物等の被害状況等について
- 4 議事
 - ① 果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について
 - ② 畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について
- 5 閉会

○木村保険数理室長

定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会農業共済部会を開催いたします。

本日は当部会の委員及び臨時委員併せて9名おられますけれども、伊藤臨時委員が都合によりご欠席ということで、8名のご出席をいただいております。所属委員の3分の1以上の出席がございますので、当審議会令の第8条1項の規定に基づきまして本部会が成立しているということをご報告いたします。本日の出席者でございますけれども、委員の皆様には特段の変更はございませんが、我々事務局、農林水産省のほうの一部変わっておりますので、一通り出席者をご紹介させていただきたいと思います。

はじめに、高橋経営局担当参事官でございます。

○高橋参事官

高橋です。どうぞよろしくお願いします。

○木村保険数理室長

保険課長の坂本でございます。

○坂本保険課長

坂本でございます。

○木村保険数理室長

保険監理官の志知でございます。

○志知保険監理官

志知でございます。

○木村保険数理室長

大塚保険課課長補佐でございます。

○大塚保険課長補佐

大塚でございます。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

白江保険課課長補佐でございます。

○白江保険課長補佐

白江です。よろしくお願いします。

最後に私、保険数理室長の木村でございます。引き続きよろしくお願いいたします。それでは、これ以降の進行につきましては、三村部会長にお願いすることいたしますので、よろしくお願いいたします。

○三村部会長

部会長を仰せつかっております三村でございます。今回も審議事項を円滑に進めたいと思っております。どうぞご協力よろしくお願いいたします。

それでははじめに、農林水産省から高橋参事官よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋参事官

恐れ入ります。冒頭簡単に一言ごあいさつさせていただきます。

今日は大変お忙しい中、委員の先生方にはご出席いただきまして大変ありがとうございます。

自然災害、気象災害ということですが、この冬は既に北海道で大きな停電があったりしまして、この冬も少し心配される場所ですが、この1年振り返ってみただけでも豪雪がございまして、4月に爆弾低気圧、5月は竜巻と、7月は九州に大きな水害がありまして、また台風も被害はそんなに大きくはなかったですが、何個か通過したということがございました。

私は何度か現地に行かせていただいて、やはり現地へ行きますとまず農業共済、これが出るかどうかということが大変大きな関心で、そういう意味でも大きな役割を果たしているのを実感してまいったところでございます。

申し上げるまでもなくご審議いただきます農業共済国庫負担と農家の掛金で運営しておりますので、双方の負担をできるだけ軽減する工夫はやっていかないといけないということで、前回ご審議いただきました、農作物の共済について共済団体が持っている積立金の水準に応じて掛金を引き下げるという方式についてご審議いただいて導入いたしましたので、本日は、果樹と畑作物についてまた同様のご審議をお願いしたいと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○三村部会長

どうもありがとうございました。

それでは本日は平成24年12月5日付けで農林水産大臣から諮問がございました、果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について調査審議をお願いしたいと思います。

その前に1つお諮りしたいことがございます。審議会は公開が原則となっておりますので、本日当部会の審議につきましても、これまでと同様公開となります。

また、傍聴を希望される方につきましては、事前に申し込みをいただきまして、本日お見えになっております。資料、議事録につきましても公開することとなっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それではこれから進めたいと思います。

それでは会議次第の3、農業災害補償制度の概要に移りたいと思います。果樹共済及び畑作物共済の概要、平成24年度における農作物等の被害状況等について、この2つについて事務局から説明をお願いしたいと思います。

○坂本保険課長

それではまず農業災害補償制度の中の果樹共済及び畑作物共済制度の概要につきまして、保険課長の坂本でございまして、私のほうから一括してご説明させていただきます。

私はこの4月からこのポストにまいりまして、委員の先生方のほうがお詳しくて、釈迦に説法になるとは思っておりますが、資料4、4ページの資料4に基づきましてご説明させていただきます。

資料4ページは農災制度の中の果樹共済及び畑作物共済の位置づけといったこと、概略をまとめておりまして、委員の先生方へのご案内のとおり農災制度、農業災害補償制度は国の災害対策として実施される保険の方式を用いた公的保険制度ということが本質となります。従いまして、保険の方式を活用いたしますので農業者の方々に予め掛金を出し合って準備財産を作っていて、災害があった時に災害に遭った農家の方に対して支払うということで、本日ご審議いただきます共済の掛金率の考え方につきましてはこの農業者から提出していただく共済掛金、この算定に係る重要な考え方になると思います。

その災害制度、先ほど参事官の高橋のほうからありましたけれども、米水稻などの稲作もございますけれども、今日ご審議いただくのはこの資料にもございますように、うんしゅうみかんなり、りんごなり、ぶどうなりといった果樹を対象とする果樹共済、それと、ばれいしょ、大豆、てん菜、そういったものを対象といたします畑作物共済と、この2つについての掛金でございます。

資料の下の方に実施主体、絵が描いてございますが、原則はこの絵のように3段階、農業者の次に組合等という単位組合、それと連合会、政府という3段階で危険分散しているということでございますが、注1にございますように、地域の中には、その意向によりまして2段階制、いわゆる組合等と連合会が1つになっている県、1県1組合と言っておりますが、こういった特定組合と政府の2者、2段階で危険分散をしているところもございます。

1ページおめくりいただきまして、こちらからが果樹共済についてということでございますが、それぞれ基本となる仕組みは畑作物共済も果樹共済もほぼ同じでございますので、こちらの果樹共済のほうに説明の時間をちょっととりまして、畑作物共済のほうはポイントだけにしていきたいと思っております。

まず果樹共済、共済の種類ということにつきましては、果樹につきましては、通常の収穫共済、果実の減収をみるという共済と、1つ異なる点がございまして、②にございますように樹体の損害そのものを対象とする樹体共済、こういった2種類に大きく分けてございます。

そして、共済目的と書いてございますが、2番ですが、これは果樹の樹木からとれる果実、うんしゅうみかんから始まるこれらの作物を対象として共済制度を実施しているということでございます。

また、3番の共済事故、どのような災害が生じ、事故が生じた場合に共済金の支払いになるかということでございますが、収穫共済につきましてはこちらにございますように、風水害ひょう害にはじまります気象上の原因による災害、あるいは火災、病虫害、鳥獣害といった被害によって果実が減収した場合、樹体共済につきましては、上記の災害、先ほどの災害によって樹体の枯死なり流出なり損失が生じた場合に共済金の支払いの対象になるということでございます。

加入基準につきましては、資料にございますように、5から30アールの範囲内で組合が定めた面積以上の農家ということで、そういった基準によって対象になっていくということでございます。

引き続きまして6ページをご覧くださいと思います。

この表、引受方式、特に果樹につきましては多くのこれまで現場のニーズに対応するということで、目がちかちかするような多くの方式が用意されているわけですが、ただ、これは太字の枠を見ますと大きく分ければ、たくさんございますけれども4種類あるというふうに考えていただければと思います。

1つ目は、農家毎に被害樹園地の果樹の減収量をみていくという半相殺方式、この半相殺方式の中に、一般なり短縮なり特定危険というものがあります。それと、農家毎に果実の減収量をみる、すなわち被害がない樹園地も含めて、農家1戸を経営体として見てその中の収量の減収があった場合をみていくという全相殺方式、この中にも減収総合方式なり、品質方式というのが分かれています。

それと、水稻の場合は一筆方式と呼んでいます、果樹ですので樹園地単位の減収をみる、そういう方式。それと災害、一番下の欄にございますけれども災害収入共済方式、大きく分ければこの4つの方式で引受を行っているということでございます。

特に果樹につきましては半相殺なり、あるいは樹園地単位で特定危険方式というのが用意されておまして、それが少しユニークではないかと思いますが、これは、この表の欄にございますように、被害の、共済金の支払われる事故を特定している、例えば暴風雨による被害についてだけみるとか、あるいはひょう害についてだけみるという、その、危険をさらに限定してみるという、そういう方式だということをご理解いただきたいと思います。

樹体共済、6ページの一番下にあります樹体共済につきましては、この引受につきましては、共済金が支払われるのは、共済価額の1割または10万円以下のいずれか小さい方の額を超える時に払われることになってございます。

7ページをご覧くださいますと、共済責任期間ということでございますが、いつからその共済責任が始まるかということでございまして、果樹につきましては原則として花芽の形成期から当該、その花芽に係る果樹の収穫までの期間ということで、概ね1年半程度というふうになっておりますが、短縮なり特定危険ということにつきましては、発芽又は開花から収穫まで、樹体の共済責任期間を組合が定める日から1年間ということになってございます。

8ページはその責任期間の視覚化というか、目に見える形で整理してみたものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして9ページをご覧くださいきたいと思います。

9ページのほうには、共済金額についての説明がございしますが、これは、共済金額とはご案内のとおり、もし収穫がゼロになった場合の共済金の最高限度額というふうにご理解いただければと思います。

①から③まで収穫共済がございしますが、いずれもフルカバー、100パーセントのカバーではございません。保険ですので、一定部分は、実は次の10ページのところをちょっと先にご覧いただきますと、支払対象額の部分がございます。

これは、諸外国でも同じでございまして、農業者が損害防止を怠ることのないよう、一部補填しない部分というのがございます。従いまして、その9ページの共済金額を見ていただきますと共済金額は7割とか8割とかという、そういう100パー

セントではないということになってございます。

8 番の共済掛金でございしますが、ここが本日のご議論の中心となります。

共済掛金につきましては、共済金額に共済掛金率というのを乗じることになってございまして、この掛金率は農林水産大臣が組合等ごとに定める掛金率を下らない範囲で組合等が定めるという、この掛金率について本日ご審議を賜るということでございます。

なお、参事官の高橋のあいさつのほうにもございましたが、果樹共済につきましては、掛金のうちの50パーセントの部分につきまして国庫負担を行っているということでございます。

10ページ、共済金につきましては、先走ってご説明いたしましたけれども、こういった支払対象外の部分を除いて、補填の対象となる減収量につきまして支払を、共済金を支払っていく、というこの網目のかかった部分が共済金の支払いになるということでございます。

1 枚、1 ページおめくりいただきまして、11ページ、これは、災害収入方式についての共済金の考え方でございまして、この災害収入方式の共済金につきましては、ここに書いてございますように基準生産額なりあるいはその生産者が仮に基準生産額100万円の農家が60万円の共済金額を選択した場合で、その年の生産金額が50パーセント減額した場合には、ここの図式であるような計算をいたしまして22万5千円の共済金を支払う、ということになってございます。

続きまして12ページは樹体共済の共済金の考え方でございますが、樹体共済につきましては、さきほどは100パーセントはみないということを申し上げましたけれども、この部分につきましては、この共済につきましては若干収穫物と違って資産、大事な資産という部分もございしますので、その部分はございませんが、その被害が出た共済金額の1割又は10万円のいずれか小さい額を超えた場合に共済金といたしまして損害額に共済価額分の共済金額、こういったものをかけまして共済金の額を計算しているということでございます。

続きまして13ページ以降は畑作物共済になりますが、基本となる仕組みは同じでございします。ただ、共済の目的となる作物がばれいしょから始まって蚕繭に至るまでいわゆる畑地で生産されるものになっているということでございます。

共済事故の原因につきましても、気象上の災害なり病虫害、鳥獣害などをみているということで同じでございしますが、ただし、括弧書きにございますように、てん菜、さとうきびにあっては糖度の低下、茶の災害収入共済方式にあっては減収となる生産額の減少、こういったものが共済事故になります。

それと、蚕繭につきましては、お蚕そのものの被害と、それと桑の葉についての被害、それによって生じる繭の減収、これをみているということでございます。

14ページをご覧くださいますと、こちらのほうに畑作物共済の引受方式がございしますが、これも先ほどご説明しましたように、こちらのほうはきれいに4つになっておりまして、半相殺、全相殺、果樹で樹園地になっていたのが一筆と、そして災害収入共済方式、こういうことで引受を行ってございます。

責任期間につきましては、こちらの（1）から（3）までございますが、だいた

い発芽から収穫、そういったところまでの期間を責任期間としてみているということでございます。

15ページはこれを図式化したものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

共済金額につきましても概ね先ほど果樹でご説明した通りでございますが、共済掛金につきましても、また、同じようなことでございますが、ただ、こちらにつきましては、特に水田の転作を始めた跡地で大豆等が生産されるということも過去ございましたので、国庫補助率が55パーセントと5パーセントほど高くなっております。

17ページ以降は関係するデータでございますが、17ページは果樹に係る共済掛金の実績でございます。

かんきつ38パーセント、りんご22パーセントといった形で作物別に掛金が集まっているということでございます。

18ページは共済掛金総額の推移でございますが、だいたい果樹につきましては50億ちょっとというところで18年度以降推移してございます。果樹の種類毎の内訳は色で示されているということになってございます。

続きまして19ページ20ページは後ほどご覧いただくとして、21ページをご覧いただきたいと思います。

21ページには共済金、実際に農業者の方々に支払われた共済金の推移でございますが、やはり保険の仕組みを使うということが有効であるということがこの表を見ていただければ、お解りいただけると思いますけれども、果樹も被害が少なかった平成20年につきましては25億、それで18年では45億を超えているという、年によって大きく共済金、支払われる共済金には振れがございますので、この振れをならしていくということになります。

続きまして23ページをご覧下さい。

これにつきましては、果樹につきましては引受方式で、非常に多くの引受方式をニーズに応じて設定してきたとご説明いたしました。ただ、引受率を見ますと総計のところではだいたい25、平成18年24.6パーセントが22年で25.5という形で、だいたい25パーセントくらいの方に参加していただいています。この数字につきましてはちょっと若干低いというような指摘もございまして、今、加入促進に向けた取り組みを行っているところでございます。そうした点も掛金率を議論するにあたって大切だと思います。

続きまして、資料の26ページをご覧いただきたいと思います。

26ページには畑作物に係る共済掛金の実績ということを整理してございます。

最も多いのが大豆の36パーセントでございますし、その次にばれいしょ、単位当たりでいけば、ばれいしょなりてん菜とこういう形で掛金が集まっているということでございます。

27ページはその共済掛金の総額の推移でございますが、だいたい90億という水準で推移しているということでございます。

他方で、30ページをご覧いただきますと、これは共済金の推移でございますが、

こちらのほうをご覧くださいますと、さらに鮮明に年によって被害が出る年と出ない年で大きく支払われる共済金が動くということをご理解いただけるかと思います。後は後ほど資料をご覧くださいければと思います。

私のほうからの説明は以上でございます。

○志知保険監理官

続きまして平成24年における農作物等の被害状況につきまして、私、保険監理官の志知でございますが、私の方からご説明させていただきます。

資料の35ページをご覧ください。

平成24年の主な自然災害等による農作物の被害でございます。それぞれ作物ごとに申しますと農作物、水稻でございますが、7月の梅雨前線豪雨の影響によりまして九州北部を中心として被害が発生しております。全国的には総じて天候に恵まれておりまして、作柄状況は「やや良」ということで見込まれております。

家畜でございますが、家畜につきましては死産事故、病傷事故の発生状況につきましては例年並みとなっております。

次に果樹でございますが、果樹につきましては茨城県のなしにおきまして5月上旬の竜巻に伴う降ひょう等によりまして被害が発生したほか和歌山県のうめにおいて開花期間の低温なり曇雨天の影響によりまして着果不良が多く発生しております。

このほかに4月のいわゆる爆弾低気圧、また全国各地での降ひょう等によりまして被害が発生しております。

畑作物でございますが、これは、鹿児島、沖縄のさとうきびにつきまして9月の台風16号、17号の影響によりまして幹が折れたり塩害が発生したところでございます。これ、まだ収穫前でございますが、今後の生育への影響が懸念されている状況でございます。

そして、園芸施設でございますが、この4月の爆弾低気圧の影響によりまして、東北、北陸、山陰等広範囲に渡りまして被害が発生しております。また、7月の梅雨前線豪雨で九州北部を中心に、また、台風4号、16号、17号で九州、東海等に被害が発生したところでございます。

この1の真ん中あたりの参考のところに、今年の主な災害とその被害地域について載せております。

年初の冬期の降雪につきましては北海道、東北から幅広く被害を受けたほか、爆弾低気圧の場合は秋田、山形、新潟となっておりますが、これも日本海側に広く被害が出ております。

5月の突風、降ひょう、これはご承知のとおり茨城、栃木等関東地方に発生したほか梅雨前線の豪雨、6月、7月のものは、これは九州北部でございます。台風16号、これも九州でございます。あと、台風17号は九州から東海地方にかけまして広く被害が発生したところでございます。

あと、こちらの下のところ、2の過去10年の共済金支払額の方をご覧ください。

先ほど果樹、畑作物について、共済金の支払いについて紹介されたところでございますが、全体のものを過去10年載せております。

23年のところが今回出てきたところでございますが、この右側から2番目の合計

のところをご覧ください。概ね近年は1,000億前後という形で推移しております。

ここ10年ですと平成15年が、これが農作物のところは1,000億を超えておりまして合計で1,800億という形で、一番たくさん共済金が出たところでございます。

近年、概ね、この横の水稻の作況を見ていただきますと、100前後ということではほぼ1,000億前後で推移しているという状況でございます。

本年もまだわかりませんが今のところ例年並かそれ以下ぐらいで推移するのではないかと考えております。

あと、資料はございませんが、委員の中から、東日本大震災の農業共済の対応、また、東京電力との賠償の関係についてご質問があったということですので簡単にご説明したいと思います。

東日本大震災が発生いたしましたのはご承知のとおり3月でございましたが、3月の場合ですとほとんどの農作物は作付け前ということで、そもそも保険の責任期間に入っていなかったということですので、ほとんどが共済の対象外であったということでございます。

その中で、震災で直接被害を受けたものとしましては1つは麦があります。麦はもうこの頃植わっておりますので、津波で麦が浸水被害を受けたもの、もう1つは園芸施設につきましては、地震で壊れたり津波で流失したというものがございます。

これにつきましては、農業共済の方で保険の対象ということになっておりまして支払いを行ったところでございます。

一方、原発事故の方でございますが、原発事故によりまして、避難を余儀なくされたことによりまして、そこで、営農を断念するなり、もしくは家畜について、もう育てるのを断念するというふうなことで、また、営農できたところでも出荷の停止とか風評被害によって損害を受けたということがございました。

農業災害補償制度では、基本的に自然災害による補償ということでございまして、原発災害のようなそういう人為的なものについては補償の対象になっておりません。

従って、先ほど申し上げた原発事故による被害につきましては、これは今回の場合東京電力という形で原因者が特定されておりますので、これも新聞報道等によくされておりますが、東京電力の原子力損害につきまして指針が出されておりますので、その指針に基づきまして東京電力から賠償金が支払われているところでございます。

それと、自然災害と原発事故の影響が重なったような場合というのがございます。

これは例えば、福島県産のももの事例にいたしますと、ももの災害収入共済方式にかかっていたわけですが、台風で収穫量が減ったということ、それからもう1つは原発事故による風評被害もあって価格が下落したということで、両方で被害を受けたということがございました。

この場合につきましては、その風評被害分につきましては東京電力の方から賠償が行われましたので、この賠償分を控除いたしまして残りの損失につきまして農業共済の方から共済金を支払うという形をとっております。

なお、ここで付け加えますと、家畜共済でございますが、家畜共済は農産物の共済と異なり、支払い対象となる事故が自然災害に限定されていないということで、

原発事故によって避難したことによる損害につきましても支払い対象となっております。

ただ、これは、一義的には、事故の発生の原因者が特定されておりますので、まずは東京電力から賠償を行いまして、不足するような場合につきまして共済金の方で補うというふうな形で対応しているところでございます。

以上でございます。

○三村部会長

はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、これまでの説明につきまして皆様からご質問を受けたいと思います。

ご質問がある場合には挙手をしてお願いいたします。いかがでしょうか。はい、それでは小倉委員お願いいたします。マイクが届きます。

○小倉委員

この原発の福島のももを具体的に挙げて説明してほしいと私は前から注文を出しておいたので、説明があったことは、それはそれでいいんですが、もう少し具体的にですね、風評被害の分は、ももに関して風評被害の分は東京電力が出したと、で、どの位の割合がどうやって出したのか、どういう割合になったのか、大変悩ましいところだろうとは思いますが、そういうふうに基準がほかのもの以外のものにも影響を与えたのか、その3つのことについて説明してください。

○志知保険監理官

この風評被害による賠償につきましては東京電力の方からこの原子力損害の範囲の判定にかかる中間指針というものが作られておりまして、これに基づいて損害額を出したと聞いておりますが、ちょっと詳細については、手元に資料がございませんので、今はお答えできないということでございます。

○小倉委員

指針というのは東京電力が出したのですか。

○志知保険監理官

東京電力が出したものでございます。

○小倉委員

こちらから、農家が、あの注文して、あるいは協議して作った指針ではなくて。

○志知保険監理官

すみません。ちょっと私勘違いしておりましたが、これは確か、原発被害につきまして委員会が作られていて、そこで作られたものだと思います。それに基づきまして東京電力の方が支払ったものだとか確か記憶しております。

それと、ほかの作物の関係でございますが、ほかについては、特にこのような両方、原発と自然災害と重なるようなものはなかったということで、私が聞いているのは福島県のももについてののみであったということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○小倉委員

りんごとか、かきは。

○志知保険監理官

りんごは特になかったということでございます。なかったというのは風評被害の方はちょっとわからないのですが、共済の対象になるようなもの、特にこの場合、災害収入共済方式という形の場合に係るということですので、そういうりんごの場合に風評被害と自然災害と両方に係るような引受方式というものがなかったということでございます。

○三村部会長

よろしゅうございましょうか。それでは、近崎委員。

○近崎委員

すみません。また原発のことでお聞きしたいのですが、今回の非は東京電力ということだったので、今後は国の方針としては原子力は廃炉にしていくということで、国の政策としてそういうふうに廃炉した場合に、その施設が老朽化して、自然災害とかいろんなことで放射能漏れが起きた場合はどこが農家に補償されるのか、そういうお考えが今あるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○志知保険監理官

農業共済の場合、原則といたしましては、先ほど申しましたように自然災害に係るものという形で、家畜はちょっと特別ですが、農業共済につきましては、自然災害に限るものという形で特定しておりますので、今言われたように、今後、原発の施設なり何かが事故を起こすなりそういう放射能漏れを出すような場合は、その責任者というか、原因を出した者が特定できれば、そこが基本的に賠償するということになります。

○近崎委員

国の方針で廃炉にしてもやはりその、国ではなくて東京電力なり、中部電力なりその会社が措置するということですか。

○志知保険監理官

自然災害でなくですね、そういう人為的なミスなり、そういう形で出た場合その管理者がいると思いますので、それが国なのか電力会社なのかわかりませんが、その管理者による責任で被害を受けた場合は、農業共済の対象というよりも、その管理者による賠償責任が発生するかと思います。

○三村部会長

あ、はい、三森委員どうぞ。

○三森委員

よろしく願いいたします。

私は、山梨でぶどうを作っている農家でございますが、まさしくその果樹共済について、今回審議をされるということで、お伺いしたい点が果樹で1点、畑作に関して1点ございます。

果樹に関しては、今、現状、消費者に関してはちょっとわからないんですが、私たち農家に関してはおそらく果樹はたぶん20年前からの平均値というふうにおっしゃられたんですが、果樹の価格というものが、下がって、そんなに高くはなっていないというふうな現状だとすると、この算定っていうものが、あくまでも被害に関

してということだと思えるのですが、その果樹が例えば、ものすごく価格が下がってきた場合、こういったものっていうものが、こういうふうな保険の中に関わるのかどうかというのが1点と、もう1つ畑作に関して、以前お米のところは去年審議されたと思うのですが、それに関して米農家がすべてこの共済に入りましょうということだったと思うんですけれども、この米をとった後に例えば、とうもろこしを行うというふうな場合、米は戸別所得補償が関係されるかと思うのですが、こういった場合、二毛作みたいになった場合の、その例えば、そういったもろこしみたいなものが、例えば、ひとつ転用する場合、両方ともに掛けることができるのか、それとも1つしか掛けられないのかという2点をお伺いしたいと思います。

○木村保険数理室長

まず、はじめの価格の問題ですけれども、この共済は自然災害によって災害が起きなければこれくらい穫れたと、要するに売り上げがあったときに、災害が起きなかった場合と起きたときを比較して、災害が起きたときに穫れなかった分の一定額を払いましょうということになります。そうするとその最初に補償しようとするのは、そのときの時価で補償するわけですね。

○三森委員

時価で。

○木村保険数理室長

時価で、というか加入する時点の価格で補償することになります。

ですから、長期的に低下しているからといって、ちょっとその分を共済でみるという訳にはいかななくて、例えば、加入するときに、そのときの価格でみて、例えばぶどうはいくらの価値を持っているのか、そうするとそのぶどうが、災害によって穫れなくなったといったときには、その価値の分を補償しましょう、ただし満額ではないですけれどもと、そういう形でやっています。ですから、価格が上がってくれば上がった価格で補償されますし、下がってくれば下がった価格で補償されるのですが、そのところはちょっと市場の問題ですのでこの共済で価格の変動まではちょっとみられないということになります。

ただし、災害によって価格が値下がりした、非常に等級が悪くなったといった場合には、災害PQ方式とか品質方式という方式がありまして、量は穫れたんだけど品質がものすごく下がっちゃったんだと、こういうやつを一定の換算をして損失額を補償するという方式もございます。この災害収入方式というのは、ただ現時点でいくらの価値を持っているのかというのが補償の上限になっていくという考え方でございます。

次に、米の後に二毛作で植えたときですが、それぞれ別々に加入することになります。まずお米で加入して、お米の収穫が終わり、その後で、もし大豆を植えたとか、とうもろこしを植えましたといった場合、このときは強制ではありませんが、希望すればもう一度とうもろこしの掛金を払うとか大豆の掛金を払うという形でもう1回入ってもらいます。

ですから、1年に3回作っている人がいれば3回入ることもできるということになります。普通はだいたい1年に1作だと思いますけれども、2回作る人は2回入

るということになります。

○三森委員

すみませんもう1点お願いいたします。前年度なんですが、山梨でも東電が電気を時間的に止めたことによってハウスの中の電力が回らず、凍結してしまった果実、もうそのときには果実は転用していると思うのですが、そういった場合は共済が使われたんでしょうか。

○志知保険監理官

個別のケースについてはちょっと詳細はわからないのですが、今お話を聞いた限りですと電気が停電になったことによる損害ということであれば、停電と損害の間に因果関係があれば東京電力の賠償の対象になるということで中間指針のほうにあったと思いますので、それは東京電力の賠償の問題かと思います。

○三村部会長

よろしいですか。

○三森委員

はい。

○三村部会長

そのほかにございますでしょうか。はい、よろしゅうございますか。それでは議事を進めたいと思います。

それでは、これより、農林水産大臣から諮問がありました事項について審議を始めたいと思います。

果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方および畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○木村保険数理室長

保険数理室長の木村でございます。私の方から今回の諮問内容についてご説明いたします。資料の36ページに大臣からの諮問文がございます。ここにございますように果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方、畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方、この2点でございます。

それぞれ別紙1、別紙2となつてございますので、1枚めくっていただきますと37ページに果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方がございます。

はじめに書いてありますように新しく掛金を改定した時に、どこからそれが適用されるのかという事でございます。

先ほど果樹によって共済責任期間が違っているという話がありましたが、おそらく来年の1月末頃に新しい掛金率を告示することになります。そうするとそれ以前に共済の作付けというか、責任期間が始まっているものがございます。それを遡って追加で払えとか、あるいは余ったから返すとか、そういうことは出来ませんので、告示をしてから新しく始まるものから適用する、ということでそれぞれ年産が変わってきております。

これは果樹の種類によっても違いますし、引受方式の種類によっても違ってきますので、こういうものは26年産から適用しますよ、27年産から適用しますよというように適用年次を変えているというのが最初の書き方でございます。

第1というところで収獲共済というのがございます。この掛金率の作り方でございますけれども、文章で書くとなかなか難しゅうございますので、後ろの方に説明用の付属資料というものがございますので、これをちょっと開いていただきたいと思います。

順番が逆になりますが、付属資料の2というものが56ページにございます。これをちょっと開いていただきたいと思います。これが、果樹共済で災害が起きたときに誰がどのようにその被害額を負担して払うかという図でございます。

ここに、通常標準被害率 q （キュー）というのがございます。ここに至るまでの被害は共済団体が被害額を支払う。これは組合と連合会と二段階に分かれておりますのでそれぞれが歩合制で払います。2割から8割の範囲内で決めて組合が何割、連合会が何割で、 q に至るまでは支払います。

この q の水準を突破して大きな被害が出るとそのうちの9割は国が支払う。1割部分は共済団体がそれぞれ比例して按分で支払う。こういう仕掛けになってございます。こういうことに応じて掛金というのを作っていくわけでございます。

その作り方が右側にあります。20年間のデータを使って掛金率を計算するということですが、20年間では被害率が多いとき少ないときがございます。縦の棒グラフで多いとき少ないときがあるわけですが、ここで q というラインを1本引きましてここより下の被害、共済団体が自ら払うところですのでこれがだいたい平均でどれくらいの支払が必要になるのかという計算をしたのが平均値 $\overline{d1}$ （ディーワンバー）とありますけれども、だいたいこれくらいの被害が q 以下の部分のところで起きるということです。

これを基にして、 q 以下の部分、いわゆる通常標準被害率に係る掛金率を計算していくということになります。逆に q を超えた分、国が9割を負担する部分ですが、この部分がだいたいどれくらい起きるのか、無い年もございます。当然被害が少なければ無いんですけれども、これが起きたところの部分で20年平均するとどれくらいの q を突破する被害が出るのか、これの平均値を求めましたのが $d2$ （ディーツー）というところでございます。

これが国の再保険料に係る部分になってございます。これに所要の調整を加えていくのですが、組合が合併したり区域を変えたりしますと過去のデータを調整して、変えていかないといけないし、加入率が変化した場合にも対応する必要があり、制度見直しだとか、新規の作物が入ったりといろんなケースが考えられ調整しないとイケなくなります。

そういった調整が終わったものを大文字の $P1$ （ピーワン）、 $P2$ （ピーツー）というのがそれぞれ出てきます。それを合わせた合計金額を農業者から掛金としていただくということになります。このうちの半分を国が負担するというところでございます。

この中で一旦 P （ピー）というもので農家からいただくお金が決まるわけですが、果樹の場合は同じみかんでも早生とか、晩生とかありまして、それを類区分で分けます。その類区分がいくつかに分かれてるものもございます。1本でやる場合もあれば、いくつかの区分に分かれる場合もあります。分かれている場合には1類2

類3類ということでそれを按分します。一旦Pということのみかんならみかんで決まった後、早生と晩生でだいたい被害がそれぞれ少しづつ違うんであれば少し多めにいただく部分と少なめにいただく部分と分けていく。こういった形で掛金を作っていくのが原則でございます。

問題となるのは先ほどからqと我々が言っている通常標準被害率、これをどこに決めるかということになります。

この、どこに決めるかという考え方が付属資料の1、52ページになります。

qを決めるにあたって、どこに決めても農業者の負担に問題があるわけではないのですけれども、どういう考え方で通常標準被害率を大臣が定めていくのかということでございます。

先ほどqというラインを引いたときにそこから下の被害が平均してどれくらい出るのか、それが掛金でいただく水準です。これがP1でございます。これが農家から組合に入ってきたお金で、実際にはこの平均的な金額で間に合うわけですが、大きな被害が出るとこのqのところまでは組合が自分で払わなくてはいけません。

そうすると掛金収入を超える部分を払わなくてはいけないことになりますので、それが不足率ということになります。この不足率は過去の積立金の方から払うことになります。当然被害が少なくP1より更に小さな被害だとお金が残るので積立金として積み立てる、将来に向けてとっておくということになるわけです。

この不足率というところの部分がどれくらいだと組合の財政収支が安定するのだろうか、ということを考えて算定方式を作っていくのですけれども、不足率というのはq、通常標準被害率全体に占める割合が4分の1というのが一つの目安となるのではないかと。率で言うと非常に被害が大きくなると絶対値の大きさが大きくなっていきますので、絶対値的な大きさは1パーセント位が適当ではないかといった2つの考え方があるのですけれども、これを同時に満たすというのは難しいので、その両方に一番近いところ、つまりは2つの式を平均しまして出してきた式、これがいずれの考え方にもより近いであろうということで2つの式を合算していく。

計算式は表の中に掲載してありますけれども、算数の式になりますけれども、それを計算して整理したのが左のページの一番下に書いてあります $P1 = 0.9q - 0.5$ という式でございます。この値を満たすようなqの水準をデータから探していくということになります。実際に計算機の中で計算してこれを満たすような水準がどこにあるのかというのを探していく。探した結果、判った結果をそこで通常標準被害率qというラインを引きましてそれより下の被害率を計算してP1、組合の共済団体の責任部分に相当する掛金率の基礎となる率を定めていくことになります。

次にqを超える部分についての率を計算して行って、再保険の原資となるような率を計算していく。こういう手順で計算するという形になります。ここの4分の1相当がよかろう、というのは基本的に制度が決まっていけばある程度自動的に決まっていく。過去のデータの方からどれくらいが一番安定するのかというのは経験則などでいろいろ決まっていますので、ここのところについては基本的に今の共済制度の中身を変えるわけではないので基本的に今回も変えなくて良いのではないかと考えております。

こうやって計算した結果につきまして調整を掛けるわけで、ちょっと元に戻っていただきまして38ページのところをご覧くださいと思います。

38ページの一番上は今のように定めたP1とqの式ですけども、こうやって掛金の基礎となる被害率を定めたときに、共済目的毎、例えばりんごやみかんの様な種類毎、それを組合毎、さらに先ほどの引受方式があり、いろんな商品が用意してありますけれどもそれらを全部計算いたしましてその率をまず計算いたします。それに対して今度ずばり作るのではなくて、所要の調整を行ったものを収獲通常共済掛金標準率とするということでございます。これが、これまでとの考え方をちょっと修正したものでございまして、今までここは所要の安全率を加えるという考え方になってございます。

これは昨年度に農作物の掛金率の説明をしたときにも同じ事でございまして、当時もお米の方の農作物の方にも所要の安全率を加えるという事になっていたわけですが、所要の安全率を加えるということは、おそらく平均これくらいだという割り増しの掛金を取るという考え方だったわけです。割り増しの掛金を取ることは出来ても割り引く掛金率を作ることはこのままじゃ出来ないということで所要の調整ということで下げることも可能にするということを考えてわけでございます。

それではどのようにやるかという、ちょっと飛びますけれども44ページに調整の仕方の考え方を書いてあります。44ページの資料の6-3に共済掛金算定の考え方ということで大きな枠を作っております。今までの掛金率というのは、これに急激な変動が起こる可能性がある。そのときに安定するように一定の安全率を付加しております。安全率を加えるということは長い目で見るとその分が剰余として発生してくることになる。結果的には剰余が貯まっていつて無事戻しの財源となっている面があります。

無事戻しという場合、共済の掛金は変わらないけれど国庫負担があります。掛金の安全率には掛金ですからそこにも国庫負担が2分の1入ります。納税者のお金が2分の1入ります。結果として剰余として出るので、それが農業者に無事戻しされている、という実態があります。そういうことであれば最初から安全率を加えなくても十分であろうということで、掛金率から安全率を下げることによって、当初農家が先に沢山払っておいて後で返して貰うのではなくて、最初からその分掛金を下げる。それによって国による国庫の負担も軽減される。今までは無条件につけていた安全率を、無条件ではなくすということをやろうと思っています。

そこで原則として安全率を付加しないということにして、次に共済団体の掛金がどの程度あるか、将来に向けての支払余力がどれくらいあるかということについて掛金の調整を行うということです。その下に書いてある式は昨年度農作物共済で行ったときと同じ考え方でして、法定準拠水準の2倍以上あるのであれば半分カットしましょう、1.5倍から2倍の時には3分の1カット、1.25倍から1.5倍の時は5分の1カットしましょう、1.25倍未満の時はカットは行わないということでございます。

ここで法定準拠水準という言葉を使っておりますけれども、昨年度、農作物の掛金改定時に法定水準という言葉がございました。これは積立金の適正水準という

のが法律で決まっております。これは、お米は当然加入制を敷いておりますので、積立金の適正な水準を法律で定めているわけですが、果樹共済の場合、それは法律には書いていないのですが、同じ計算式を適用して計算された水準だということで、法定準拠水準という名前をつけてございます。逆に、この法定準拠水準のところまで積立金がない、場合によっては、ちょっと将来支払が不足する恐れがある、というような場合には今までどおりの安全率を付加するという考え方で掛金を、まあ若干の上増しですね、将来不足が見込まれる時は、ちょっと乗せることもありますけれども、十分たまっていると、たまりすぎるほどたまっているという場合には、この安全率をカットして、さらに生の掛金も少しカットしようと、こういうことで掛金の調整ができるようにこれから行っていきたいということの考え方でございます。

これをやりまして、団体部分を決めた後に、先ほどの q を超える、国の再保険料を超えた部分が、農家にお支払いいただく収獲共済の標準率ということになります。

そういう形で計算していきたい、ということでございます。で、樹体共済の時にも同じ考え方をとりますけれども、これも同じように20年間の実績を使いまして計算しているという形になっていくわけでございます。細かいことは同じですので、ちょっと省略していきたいというふうに思います。

次に畑作物、これも基本的に同じことなんですけれども、これは40ページにございます畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方でございます。

これも最初に適用年産を書いてございます。畑作物についても、ばれいしょなんかは地域によって秋の間に植えてしまうという地域がございまして、掛金率を新しい掛金率で告示した時には既に共済責任を引き受けた後になっちゃっていると、そういうケースがございまして、そういったものについては次の年のほうから適用させるということでございます。

他にもお茶と蚕繭ですね、これがそういうものに該当するものでございます。それについては、既に終わった年産ではなくて次の年産から適用させていくという形をとるということでございます。

では実際に、掛金率を計算するわけでございますけれども、畑作物の場合、果樹とちょっと違うところがございまして、そこのところも簡単に説明したいと思います。先ほどのA4の横の附属資料の4というのを開いていただきたいと思います。

60ページになります。で、畑作物の場合の災害が起きた時の支払いの責任というのが左の図に書いてございますけれども、果樹と少し違っているのは、先ほどの果樹の場合は通常標準被害率 q を定めてその下が団体で按分するということになっていきますけれども、まず畑作物の場合は、災害が起きた時そのうちの一定割合、1割、原則1割なんですけれども、原則10パーセントを組合がまず払うという形になります。

1割を組合に払ってもらうという、これを特例で2割にすることもできるんですけれども、原則1割を組合が払いまして、残りの9割を連合会が払うんですが、連合会が払う時に、一定水準を超えたら国の再保険が発動すると、こういう形になっておりまして、再保険で関係するのは連合会のみという形になります。組合につい

ては再保険とは直接関係ないという姿になります。これが畑作物共済の考え方でございます。

そしてこれは畑作の場合は都道府県1本で計算するというのが原則という形になってございます。畑作の場合は都道府県1本でこれを計算していくわけでございますけれども、組合の掛金そのものは自動的に20年間の平均値で決まってしまうので、農業者にお支払いいただくという掛金率については、再保険の決め方とは直接関係なく決まっていくということになります。そこで、先ほどの40ページのところに q の式が出てこないというのは、農業者にお支払いいただく掛金とは直接関係ないので、諮問事項には入れていないということになります。

そこで畑作物の場合には20年間の平均を計算いたしまして、それを必要に応じて修正したものが基礎被害率として出てくると、それが1次共済掛金率でこれは都道府県1本になりますけれども、同じ都道府県の中でも、例えば北部と南部で被害の程度が全然違うとかそういうことが出てきますと、それを危険階級という形で今度区分していったって、掛金を被害が多いところが少し高めにとる、被害が少ないところが少し低めにとると、この区分けというのは都道府県知事に移管されております。

ですから、地方自治的な世界で都道府県知事がこちらの掛金のほうで分けたいということがあれば、その都道府県知事の決めたとおりに掛金を区分していくと、ということで、県1本で作った掛金を地域に応じてちょっと上げ下げするというのをそこからやっていくわけでございますけれども、そこは地方の問題になっていくということで、国のほうが直接決めるものではないという形になります。

ただ、この掛金を引き下げようと、先ほど果樹と同じように掛金を下げようとしていくと、団体の持ち金がどれくらいあるのかというのを計算していかないといけないということになりまして、そうするとここで政府の責任部分を除いていかないといけないということになりますので、実際にどのようにやっていくかということで、同じように先ほどの不足率を使いまして、通常標準被害率 q を決めまして国の責任部分、あと団体の責任部分について、こういう形で決めていくわけでございます。

それが先ほどの60ページの右側に同じような図が出ておりますけれども、 q というのを1回ひきますと、そこから下の部分、これが連合会が支払わなければならない部分ですので、連合会が支払うのは当然組合も支払うことになります。その部分の平均値、これを $d1$ （ディーワン）といたしまして、これは支払わないといけない、これが団体が持っているお金と比べて、先ほどの不足率、これが十分にあると判断されれば、ここの部分を少し引き下げていくと、ここが全然足らないというのであれば、一定の安全率を加えていくと、こういう形で、ここの部分を調整していったって掛金の上げ下げをやっていこうということでございます。

そうやって調整をしていくというのが実際の掛金の作り方ということで、今回掛金の調整を行おうということでございます。で、実際そうやって掛金が多いところはカットする、少ないところは今までどおり安全率をつけていくと、こういうことをやっていくと、だいたいどれくらい影響してくるのかというのを計算したものが、資料でいくと45ページの資料の6-4というところの表を見ていただきたいと思います。

ます。

これが、今回の共済掛金の引き下げ措置をやるとどれくらい対象となる場所が出てくるのか、というところでございますけれども、積立金が非常に少ない、法定準拠水準に比べて十分でない、要するに1未満というところでございますけれども、果樹につきましては、全体196の組合の中で3分の1強の73の組合が十分な積立金を持っていないというところが出てきております。

こういったところは被害が連発していくと、いずれ資金が底をつくのではないかとという恐れが無きにしもあらずというところで、この1未満のところについては、安全率を従来どおり加えるということになります。で、1から1.25、だいたい適正な水準にあるというところでございますけれども、ここは安全率をカットしてとどめておく、それ以上のことはしない、過去の平均値そのものの掛金率を使うと。

1.25を超えるところ、これが実は1組合ありまして、ちょっと多く持っているかな、というようなところでございますけれども、ここが1組合ございます。だからここは5分の1カットさせていただくと、そして1.5倍以上の積立金を有しているところは、今現在の計算では存在いたしておりません。

樹体共済もだいたい同じようなところでございますけれども、樹体共済も持っているところはあまりないというところでございます。

畑作物のほうですと、やはり1未満、要するに十分なお金がないと判断されるところが16県ございます。都道府県単位で計算すると16県ございます。ここについては安全率をある程度見込まないと、従来のように見込まないと将来の不安が残るところでございます。1から1.25の間にあるところが24県ございます。ここはだいたい積立金がだいたい普通通りに持っている、順調に持っているということで、安全率は乗せなくても大丈夫だけれども、カットできるほどではないところでございます。

ただ、1.25を超える都道府県が7県ございます。1.5倍を超えるところも2県ございます。ここについては、十分な積立金があるということで、これは農業者の掛金負担を少し軽減してあげればよい、という判断ができるところでございます。で、2倍以上持っているところは畑作物にもございません。

ご記憶かと思えますけれども、農作物のお米の時は、ここを2倍以上持っているところが全体の7割から8割あったということで、お米の場合は被害が非常に低下していて、積立金がたくさんたまっていたので、掛金もカットしたわけですがけれども、果樹と畑作物についてはそれほど潤沢な積立金を持っているわけではございませんので、安全率は乗せなくてもいいけれども、カットできるというほどではないというところが、今回の状況でございます。

46ページ以降がこのような措置をとったら掛金が、今の掛金からどうなるかというところでございます。

まず、基礎的な被害が上がったり下がったりしておりまして、畑作物については22年も23年も大きな被害が出てございます。ですから被害率が少し高まっておりますので、畑作物の場合は基本的なところで掛金が上がっていきます。

果樹の場合はさほど大きな被害がなかったということと、20年で見ると20年以上

の前ですね、21年から23年前の昔の部分のところに大きな被害があったので、直近20年で計算し直しますと、果樹はそれなりに被害率が下がっております。下がっている中で無駄な部分をカットいたしますと掛金はだいぶ下がるということでございます。

組合毎に地域毎に全然それぞれ違うのですけれども、これは全国平均で計算したものでございますけれども、46ページを見ていただきまして、例えば一番上のうんしゅうみかんでいきますと、今現在掛金率はPという一番左、これは農家の払う掛金率でございますけれども1.891というのがございます。

今回、引き下げ措置も含めまして考えていきますと、その真ん中の改訂案のところの一番左、Pというところに1.034というのがございます。半分近くに掛金率を下げることができるということになります。だいたい5割ぐらい掛金率が下がるということでございます。

これは中身を見ますと、通常標準掛金率、組合のところですね、この組合が負担するところの1.646が0.832ということで、これは被害が下がっていることでかなり下がっていくと、で、国に対する再保険料率に相当するP2のところも0.245から0.202ということで、果樹は全体的に掛金率が下がっていく、その中で安全率を除くということで農家さんにとってみれば結構ものによりけりですけれども、みかんの場合ですと5割くらい下がるだろうということです。

委員の方もおられる地域も、ぶどうのところを見ていただくとわかりますように、結果的にそれほど大きな変化がないということになります。これは、被害率がちょっと上がっている傾向がございますが、放っておくと掛金が上がってしまうのですが、安全率を除くということで現状維持ができる、掛金を上げずに済むとそういう状況にある、ということでございます。

あとは方式毎にいろいろありますので後でご覧になっていただければと思います。51ページに今度は畑作物のほうがございます。これは都道府県単位でありますので、そういう細かいものがないのですけれども、例えばばれいしょを見ていただきますと、現行の掛金率は4.849ということでございますけれども、改定した料率ですね、これが真ん中の太い区分の中の左側のPというところにございますが、これが4.949ということで、上がっております。

これは安全率をカットしたりしても掛金が上がってしまうと。これは平成22年、23年と大きな被害が起きましたので、掛金率の標準率そのものが大きく上がるわけでございます。大きく上がる中で安全率をカットしたり掛金の引き下げをやることによって、上がり幅をかなり小さく抑えることができているというところでございます。

ですから、今回の掛金率の引き下げというのは、現行の掛金を引き下げるという意味ではなくて、新しく計算し直した後、直近20年を使って新しく計算し直した率に対して、それだけの引き下げをやるということです。最近被害が発生していて、掛金率が少し上昇基調にあるところについては、その上がり方を少しとどめているということになって、結果的に掛金が上がるものもございます。

今回の措置によりまして、そういうことですのでけれども、平均的に掛金としては全

国で掛金の総額については10億強削減、引き下げることができております。農家の負担分としては約5億ぐらい、国民の負担としても5億ぐらいの減少につながるという改定改革につながるということでございます。

今回の掛金を、少し安全率という、おまけに付けているものを削減することによって、掛金の引き下げを少し図りたい、というのが今回の諮問案の内容でございます。ちょっと省略した部分もございますけれども、細かい技術的なところは省略いたしまして、以下のような考え方でやりたいということでございます。

○三村部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から、諮問事項につきまして、説明がありました。皆様から、質問を受けたいと思います。

○堀田委員

すみません。

○三村部会長

はい。どうぞ。

○堀田委員

安全率をカットするってことは、原則付加しないということでしたけれども、先ほどの資料でいくと、45ページのこの資料によると、それほど積立金を持っているわけではないにもかかわらずですね、安全率をカットして、財政的にはかなり、潤沢な状態ではないわけですよ、ほとんどの組合が。にもかかわらずここに手を入れるっていう。去年も、お米の方は、よくわかりましたけれども、まさかここまで、こちらのほうもやるのか、っていう趣旨をですね、お聞きしたいことが1つと、だからおそらくこれを行っている限り、今の状態だと、おそらく、去年も、議論で私が思い出すのは、それじゃあ1.25ぐらいのところが均衡点というような考え方はか、っていうふうにお聞きしたような気がしますけれども、今の状況からすると1.25までも到達しない状態だろうと。

法定準拠水準の1.25ぐらいのところで、ちょうど均衡するようなことを目指しているんですか、っていう質問を去年、確かしたんですが、今それが上回っていないのが多いですね、1.25で引いて。ほとんど機能しないんじゃないかっていう気がするんですけど。安全率をカットすることによって、財政的にもっと逼迫するわけですよ。

○木村保険数理室長

お米の場合は、1.0から1.25というところがだいたい妥当な水準であろうということでやったということですが、農作の安全率はそもそも乗せていないわけなんですね。要するに過去の実績の被害率からだいたい将来均衡するだろうという率を引いただけで、そこに安全率を乗せていたわけではないので、そこが1つの均衡点になっていて、それを見てそれより多く持っていると、そこから無事戻しということをどんどんやっていったので、そういったところから掛金を削減しておいて、出来るだけもらう最初の掛金負担を少なくしようということでございます。

今回についても、安全率というのを無条件に乗せてましたので、いったん安全率

を無い状態にして計算をしてみた。そのときに1を切っているということであれば安全率を乗せるということですので、だいたい2割ぐらいの安全率が乗ることになりますので、例えば0.99ぐらいのところであればですね、若干今度増えていくと。

○堀田委員

だからそこなんですけど、おそらく今度は1.25、去年は1.25が均衡点かなと思ったんですけど、今年の場合は、この場合は1が均衡点という、そんな考え方なんではないかな。

○木村保険数理室長

1から1.25の間はいま均衡するであろうという状態で、1から1.25の間であれば、特段手は付けないということですね。ですから、1から1.25の間に落ちている時というのは、特に安全率で付加することもしないし、カットすることもしない。

ということは、その年の被害が少なければ、また剰余が増えていきますし、被害が多ければ、またそれを割り込んだら、また安全率を付加することになりますし、被害の低下傾向が続いて、剰余が蓄積されていって、1.25を超えるような事態になれば、ちょっと掛金を下げさせてもらおうということで、1と1.25の間が、適正水準ということで、1を下回ると、安全率で上乘せをして、1.25を超えると、今度少しカットしていくということで、1.25がきちっと、というよりも1から1.25の間に収まるように、という考え方は、同じということですので。

で、安全率につきましては、米の場合は、安全率そもそも乗せていなかったんですけども、過去の積立金が非常に多く貯まっていたので、生のカットを行ったというわけですけども、今回それほど積立金がないんですけれども、実績といたしまして、安全率を付加すると長期的にその分が剰余として出てくるわけですけども、これを無事戻しという形で使っていると。

将来の不安なので積立金で置いてあるということであればいいんですけど、無事戻しで農家にその分返しちゃってると。そうすると安全率を上乘せした部分については、農家も出しますけど国も半分出しているわけですね。で、国も半分、農家も半分出して、その安全率によってかさ上げた部分が結果的に余るので、結果的に余った部分を農家に返していると。これがほぼ金額的に一致している、ということなんです。

で、果樹の場合は、逆に無事戻しの金額が少ないという結果がございます。これは、果樹の方が、カットできないとか、あるいは安全率を乗せないといけなかったりとか、そういうのが多いという、そういうことになっているんですけれども、果樹の場合は過去に大きな被害が何度か出ていますので、積立金の蓄積状況が、畑作以上に少ないということもございますので、剰余が多少出ても積立金で取っとなんかいいけないということで、あまり無事戻しはしていないんですけれども、それでもやっているところがございます。

ちょうど今回の措置をやるのはそういう無事戻しをして、かさ上げた掛金ですね、ちょっとふくらませた掛金率で農家から集めて国も出した部分が、結果的に余ったのを農家に戻しちゃうので、それだと、最初の掛金も農家から取りすぎで

すし、その時の国民の負担も取りすぎだということなので、その分の安全率を取らなければ結果的に無事戻しもしないと。要するに余ることもないし足らなくなることもないという状態の掛金を作ろうということでございます。

今までどうしても余る掛金ですね、多めに掛金を取るという考え方で作っていたので、多めに取った分が無事戻しになっているということなんで、これからは多めに取らないという考え方にしたいということでございます。

○小倉委員

今の話とまったく同じことなんですが、要するに、45ページのこの資料6－4を、数字を、今回初めて見せてもらいましたけど、つまり196、果樹の収穫で言うと196分の1のための、1のためにするわけですね。で、畑作物なら47都道府県のうちの、7つのためにするわけですね。新しい制度は。

○木村保険数理室長

新しい考え方。

○小倉委員

考え方。

○木村保険数理室長

そうではなくて、すみません、カットしないと言っているところの、その1から1.25のところ、今まで安全率が付いてたわけなんですね。果樹で言いますとこの122の組合に安全率がかさ上げされていて、結果的にそれを無事戻しで返していたということになります。ですから安全率を除くということが、ひとつの大きな核になってますので、果樹で言いますと196組合中の123組合が、今回のその掛金の抑制の対象になっているということでございます。

○小倉委員

1組合は。

○木村保険数理室長

1組合というのは、今度は赤字料率にするということですね。本来の必要額も取らないと。いわゆる本当に割引をするというような意味になります。122というのは今まで乗せていた安全率をこれからは乗せないということなので、今回の措置は、この1組合と122組合が対象になって、この73組合が、今までと同じように多少の安全率を見込んでおこうという、そういうことでございます。

○小倉委員

じゃ、この122足す1、123と、14足す1、それから24足す5、全部含めると、農家に5億円、国民の税金が5億円、こういうふうになるということですか。

○木村保険数理室長

だいたいそういうことになります。

○堀田委員

ちょっとすみません。同じようなことで。

○三村部会長

あ、すみません。どうぞ。

○堀田委員

とにかくその、カットする、そういう事例はおそらく今後も含めて、発生しないんじゃないんですかね。5分の1カットとか、3分の1カットみたいな、そんな水準にまでね。だって、すでに掛金が減るわけですよ。積立金が貯まってくっついて、そういう想定が、考えられるんですか。

○木村保険数理室長

これは、おそらく、元々がそんなに無いのですよね、カットすれば、しばらくするとおそらく掛金が減るんだろうと思うんですが、20年間の平均徴収掛金というのは、長期的に見て技術革新とかで被害率が下がっていきますと、過去20年の平均を使っても剰余が出る可能性もあります。そういう場合にはこれはまだ、カットしていてもお金が貯まるケースもあろうかと思います。水稻、米が非常に多くの掛金が貯まったのは、技術革新で、被害率が大きく低下していったというのがひとつの大きな原因だろうと思います。

ただ、果樹の場合ですと、技術革新で被害が減るってことはあんまり無いと思いますので、たまたま今、畑作と果樹とお金がいま貯まっているところについては少し、掛金を削減しますが、おそらく、被害率がすごく低下することは無いんだろうと思いますので、しばらくやればこれは該当が無くなるんだろうと思いますが、考え方としてはこれを持って置いて、何らかの形で。

○堀田委員

この方向ってことですか。

○木村保険数理室長

はい。これは水稻、農作物でこういう考え方を取って、果樹や畑作の場合にお金はいくら持っていてでもカットしなくてもいいというわけにはいかないの、同じ考え方で、十分なお金が貯まっているようであれば、ちょっと割り引いていいんじゃないかと。今まではそういう割引とかをやったことがないので、貯まっていたところには結構貯まっているというケースがありますので、数は少ないんですけれども少し、引き下げをした方がいいという地域が、畑作で言うと7区分、7県ですね、果樹で言うと1組合、それぐらい、少し貯まっているところがあるんじゃないかということです。

でもそこを下げなくてもいいよ、というわけにはいかないと思いますので、農作物と同じような考え方で、ちょっと削減すると。おそらく、一度やれば3年後に適正水準になるんじゃないかと思ってますけれど、これは今後3年間の被害の出方なんだろうというふうに思います。

○三村部会長

はい、鴻上委員。

○鴻上委員

すみません。資料6-3ですけれども、安全率をかけるかどうかとか、それから、掛金率をカットするかどうかについては、法定準拠水準が重要なものになってくるんですけれども、これ、たぶんですね、農作物共済なんかでは法定されてるもので、3年間分ぐらいは支払えるものであるとか、そういうものだと思うんですが、たぶんこの考え方でいいかどうか審議するに当たりましてはですね、あらためて法定準

抛水準について詳しく示していただいた方が、よろしいんじゃないかと思いますが。

○木村保険数理室長

法定準抛水準、これは複雑な計算式になってますので、考え方を、口頭で申し訳ないんですけども、過去の被害が、大きな年、少なかった年とありますけれども、過去最大級の被害が、いわゆる q の水準ですね、組合が全責任持たないといけない部分の、てっぺんのところが出る被害が出た時と、いわゆる不足率と言われる、先ほど申しました、これを積立金で払わないといけないんですけども、これを6年分払えるという状況です。

そうすると6年分払えるということはどういうことかということ、3年ごとに掛金を見直していきますので、被害が、大きな被害が連発していくと、積立金が減っていくわけですけども、そうやって被害率が上がっていくと3年後に掛金を修正して掛金を上げていくということになります。

ただし、3年分だけ持っていればいいということになりますと、場合によっては3年連続でそういうのが起きちゃうと、3年後にほとんど積立金が枯渇しているような状態で次の3年を始めるということになりますので、6年分持っていれば、3年間非常に大きな被害が出ててもまだ次の3年分もつという状態になってますので、そこからさらに6年分安定するように、安全率を加えるなりして、掛金の修正が間に合うだろうということで、法律では6年分というのが原則になってます。で、我々その法律上の6年分の原則で、この果樹、畑作を計算しております。

で、農作物の場合は、6年分をもうちょっと少なくてもいいよという特例が出来ることになっております。それは最低で3年分になりますが、3年と6年の間で決まるようになってます。これは非常に複雑なんですけども、被害の出方が、突発的な出方があるとかないとか標準偏差がどれぐらいだとか、色んなことを見ながらですね、だいたい被害の出方みたいなところから計算して行って、その6年分を若干減少させることが、農作物の場合は出来ることになっております。

これは農作物の、米の場合、被害が比較的安定してますので、そうやって、ちょっと持ち分を、少なめに出来ることになってますけども、一応、考え方としては6年分持っていようと、6年間マックスが出続けても払えるだけの積立金を準備してあるということが、この共済制度における法定水準の考え方でございますので、この果樹、畑作についても、過去の被害、つまり、自分たちの責任部分を全うしないといけないというところの被害が、6回起きても払えるだけのお金を持っているかどうか、そうすると6年分はとりあえず安泰ということであれば、3年後に、その分をもう1回変えて行って、3年、少なくとも3年分は持ってますので、また次の3年をどうするかということで修正していけばいい、ということで6年分持つてるという考え方が計算されるということでございます。

計算式は、非常に複雑な計算式ですので、ちょっとここで書けるような式じゃなくて、どっちかということとコンピューターの中で計算するような式でございますけども、6年分保有してるかどうかというところで、基本的には見ますと、いうふうに考えていただければいいと思っております。

○鴻上委員

ありがとうございました。

もう1点なのですが、畑作物共済の方で q が出てこない理由ですね、これがちょっとよく分からなかったもので、都道府県でもう1回やるんですと、 q の考え方をそこで、都道府県でばらすときにですね、入るんだというのは理解出来たんですが、国の再保険があるわけですから、通常と異常を分けるためにですね、この考え方の中で、 q が出てこないのはなぜなのかというのをもう一度お願いいたします。

○木村保険数理室長

これまでの諮問答申の考え方というのは、基本的には農家の掛金を決めるというふうに、農家さんの掛金ですね。共済団体と国の関係というのは、農家さんには直接関係無いんですけれども、農家の掛金を決めないといけないと、ですから農家さんの掛金を決めるための算定方式を、大臣からこの審議会で決めていただくという主旨でこの諮問が出ているということになっております。

ということで畑作物の場合は、基礎的な被害率ですね、20年間の被害率を計算したらそのまま農家さんの掛金になるということです。果樹の場合は、 q というラインを引いて、上と下を別々に計算して、合計額を、農家の掛金とするということです。その q をどうするかということも、諮問の中に入ってくるということになります。でも畑作物の場合は、組合1本で、まず10分の1持ちちゃってますので、農家さんの払う掛金は q と関係なくいったん決まるということになります。

ということで、 q を決めること自体は、諮問の中に入っていないということです。

ただ、今回の掛金の引き下げを、若干積立金が多いんなら切るよ、カットするぞ、というときの考え方の時に、どれくらいの積立金が適正か、というところについて q が影響してくるということで、 q の引き方について、ここでご相談をかけているということで、こういうことで計算した、畑作物の q の水準以下の部分についての不足率に対して、積立具合がどれくらいあるかによって、掛金をカットする余裕があるかどうかということを判断するというので、 q の計算式が出てくるわけですが、一番最初に農家の掛金の、標準的な掛金額そのものを決める時には、 q は直接は関係してこないと、あとで調整をするときにそこが関係してくるということでございます。

○鴻上委員

ありがとうございます。

確認ですけれども、付属資料の4で、組合が比例で持っているからそういうことになる。

○木村保険数理室長

そうですね。

○鴻上委員

わかりました。

○三村部会長

はい、よろしいでございますでしょうか。それでは、そのほかに質問ございますでしょうか。ちょっと果樹と畑作物の関係性がちょっとわかりにくいところがあっ

て、おそらくそのような質問があったように思います。よろしゅうございますか。

それでは、一応ご質問はこれでということにさせていただきます。今回44ページ資料6-3のところに共済掛金算定の考え方ということが示されております。そのことを一応前提といたしまして、今回の諮問事項であります果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方につきまして、適当と認める旨議決してよろしいでしょうか。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声〕

はい、ありがとうございました。議決していただいたということといたします。

それでは全員異議なしということでございます。では、審議会の議事は食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定により、議事の決定に必要とされている出席委員の過半数で決することになっております。

本部会は本件につきまして適当と認める旨議決いたします。

本部会の議決につきましては、食料・農業・農村政策審議会における部会の設置についての第2条第1項の規定によりまして、審議会の議決とみなすとされておりますので、このまま農林水産大臣へ答申したいと思っております。

以上をもちまして今回の農業共済部会の審議は終了となっておりますが、最後に事務局から報告事項があるということですので、よろしくお願いいたします。

○志知保険監理官

家畜共済の薬価基準に収載する医薬品の取り扱いにつきまして、1点ご報告させていただきます。

家畜共済事業につきましては、人間の健康保険に相当いたします疾病傷害共済を行っております。つまり、家畜は病気やけがをした時に獣医師が診療を行いまして、その費用というのを共済で負担するという形で行っております。その際、獣医師が使用しました医薬品に係る共済金につきましては薬価という形で算定されております。その家畜共済で認められております医薬品及びその薬価を薬価基準表という形で記載しております。

それで、その医薬品と薬価を記載しました薬価基準表につきまして、毎年新しい医薬品が出てまいりますので、それにつきまして、これまで当部会でご審議をいただいております。一方で、そもそも基準表にどのような医薬品を載せるかという、そういう収載の可否を判断する基準というものを併せて部会でご審議をいただいております。

昨年度、この家畜共済の薬価につきまして、この薬価の基準の審議につきまして、3年に1回という形で見直しを行ったところでございます。今回、この家畜共済の薬価につきまして、もう1回検討を行ったところ、この基準につきましては引き続きご審議をお願いしたいと思っておりますが、この基準に基づいて具体的な医薬品について、どれを新規収載するかということにつきましては、事務方のほうでご審

議いただいた基準に基づいて行うということが可能かと思っております、今後につきましては、その収載の基準については、これまでどおり部会でご審議いただきますが、この具体的な医薬品の新規収載につきましては、事務方のほうにお任せをいただきたいという形で諮問しないこととしたいと思っております。

なお、今後、改めた際に、併せましてこの薬価基準に収載する医薬品についてパブリックコメントという形で広く世の中にご意見をいただくという形で公平性を確保していきたいと思っております。

また、併せまして、これまで年に1回、この薬価基準というものを記載しておりましたが、現場のニーズを踏まえまして、必要であれば年に複数回の収載についても検討したいと思っております。

あともう1つ、薬価につきまして、昨年度算定方式の変更をご審議いただきましたが、それに伴いまして、今年度から引き下げを行っておりますが、この引き下げに伴う家畜共済の掛金率につきましては、25年度から適用したいと思っております。

報告事項は以上でございます。

○三村部会長

報告事項につきまして、何かご質問とかご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、おそらく制度の改善というふうに考えていいと思いますので、このままお進めいただきたいと思います。

それでは、皆様にご承知いただいたということにいたします。

それでは、まだ少し時間ございますけれども、この共済制度について何かご意見とかご質問ございましたら、ご自由にお出しいただいて結構でございます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、どうもありがとうございました。それでは本日長時間にわたりましてご議論いただきまして本当にありがとうございました。以上をもちまして農業共済部会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

16時40分 閉会